

福島第一原発事故をふまえて
— 本県の取組みと大飯3・4号機稼働13か月 —

平成25年9月
福井県安全環境部

目 次

はじめに

I 福島原発事故直後の福井県の対応と国の原子力政策の混乱	
・発災直後の福井県の対応 一電力事業者、国への緊急要請	1
・県安全対策検証委員会の設置	2
・国の緊急安全対策の実施指示	2
・福井県としての「暫定的な安全基準」の設定要請	2
・国の原子力政策の混乱	3
一浜岡原発停止要請、原発の安全宣言、ストレステストの実施	
・国の「エネルギー・環境会議」、脱原発宣言など	4
II 福島原発事故の検証	
・4つの「意見聴取会」	5
・各「事故調査委員会」による事故検証	5
III 大飯原発の再稼動	
・ストレステスト評価と「30の対策」	5
・大飯3・4号機の原発再稼働の地元同意要請	6
・地元おおい町の判断	7
・特別な監視体制の設置要請	7
・消費地の関西の動向と再稼働の必要性	7
・総理記者会見と再稼働同意	8
IV 「特別な監視体制」の設置	9
V 原子力規制委員会の設置と破碎帯調査	
・新規制基準の策定、原発再稼働の安全審査	10
・破碎帯調査	11
VI 国の原子力政策の課題と本県の対応	11
参考資料	13

はじめに

このレポートは、大飯発電所3号機・4号機についての再稼働までの様々な対応、再稼働に当たっての福井県の考え方とその後の状況などについて、立地自治体の立場からまとめたものです。原子力発電所のリスクに常に向き合ってきた立地地域が実行してきた様々な対策について、本レポートが国・電力事業者はもとより広く国民の皆様のこの問題についての理解につながり、今後の原子力の安全性向上の一助になることになれば幸いです。

I 福島原発事故直後の福井県の対応と国の原子力政策の混乱

(発災直後の福井県の対応　—電力事業者、国への緊急要請—)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とこれによる津波により、東京電力福島第一原子力発電所において、原子炉が冷却できず炉心燃料が溶融する過酷事故が発生した。(巻末「参考資料」参照。)

地震発生時、県内では9基の原子力発電所が営業運転中であった。福島事故の対処を目の当たりにした本県は、発災直後から国の対応を待たず独自に行動を開始した。これは、福井で福島のような大地震や津波が起こっても県内原発の安全が保たれる対策を早急に講じることにより、福島のような事故は決して起こさせない、という強い決意が背景にあった。

具体的には12日の夕刻に、知事が3電力事業者のトップに対し責任体制、人員体制を一層強化し、安全管理に万全を期すよう電話で要請した。翌13日には、各事業者の原子力事業本部長に対し来庁を求め、福島事故を教訓に、電源や冷却系システムの検証、取水システムの多重化などを求めた。

また13日、「福井県原子力安全専門委員会」には、県内原発の冷却系システム等のチェックを技術的観点から改めて行うよう求めた。14日に委員会は日本原電敦賀発電所、関西電力美浜発電所における海水冷却系ポンプ、非常用ディーゼル発電機等の安全状況を確認した。その結果について16日に中川委員長は「県東北地方太平洋沖地震対策・支援本部会議」において、「信頼回復には安全システムを一層多様化させることが必要」と提言した。

これを受け3月17日、知事は経済産業省の中山義活政務官に対し緊急要請を行った。その内容は第一に、福島の原子力災害発生の原因究明を急ぐこと、重要な機器・設備の総点検による安全確保対策、耐震安全性の向上を図ることであった。第二には、緊急時の発電所の人員配置・支援要員の充実、電源喪失などシビアアクシデントを想定した訓練の実施、資機材(電源車、消防ポンプ等)の確保など、発電所の危機管理対策について国・事業者が一体となった支援体制を構築すること、であった。

さらに20日、知事は、今後必要とされる安全対策について電力事業者が積極的な投資を惜しまないという明確な姿勢を確認することとした。そこで関電社長に来訪を求め、海水ポンプの津波対策の強化、送電線系統の強化、使用済燃料プールの冷却機能の強化、シビアアクシデントの訓練など、具体的な安全対策の計画的な実行を要請した。これに対し関電社長は、迅速に一定規模の安全対策の実行を約束した。

(県安全対策検証委員会の設置)

県として事業者に対し要請した安全確保対策については、遅れることなく着実に実行されるよう行政の立場から継続的にチェックする必要があった。また今後、原因究明の進捗により明らかになる事実や知見をもとに、事業者が新たに実施すべき追加対策についても技術的観点から検証する必要があった。

このため4月1日、県原子力安全専門委員会と副知事など県幹部による「安全対策検証委員会」を設置した。そして翌2日には、旭副知事が3電力事業者に対して、既に要請した上記の具体的な安全対策とその工程を示した「安全性向上対策実行計画」の策定を求めた。事業者においては4月8日にそのための計画書を県に提出した。(この検証委員会は、23年11月までの間に5回にわたり開会し、各電力事業者の安全性向上対策の実行状況を確認した。)

(国の緊急安全対策の実施指示)

東北地方太平洋沖地震とこれによる津波により、全国においては停止した福島第二、女川、東海第二原子力発電所を除き、福島事故発生後も25基が営業運転を継続していた。国は、福島事故の対応などに追われながら、稼働中の原発に対して具体的な安全対策を示すことはなかった。

こうした状況の中、原子力安全・保安院は、先の3月17日付の福井県の緊急要請を受け、ようやく3月30日全国の各電力事業者に対して「緊急安全対策」の実施を指示した。その内容は、発電所内の電源が喪失し緊急時電源が確保できない場合の代替電源の確保、機動的に冷却水を供給するための対策、全交流電源喪失を想定した緊急時対応計画の点検と訓練実施などであった。

(福井県としての「暫定的な安全基準」の設定要請)

上記の「緊急安全対策」の実施状況を確認することによって、国は、全国の原発については引き続き運転を継続しても差し支えないと考えている状況であった。

しかし、県民・国民の不安を解消するためにも、福井県としては、稼働中のプラントの運転継続、既に定期検査入りしているプラントの再稼働に当たっては、福島事故の原因解明と対策をもとに、「暫定的な安全基準」を設定し、電力事業

者の対応を厳格に確認することが必要不可欠と考えた。そのため知事は、4月19日経済産業省において海江田万里経済産業大臣に対し、早急に「暫定的な安全基準」を示すよう要請した。これに対し、大臣は「着実に対応していく」と回答された。

その後、原子力安全・保安院は、全国の原子力発電所の「緊急安全対策」の実施状況を現地確認することとした。5月4日には海江田経済産業大臣が関西電力美浜発電所および中部電力浜岡発電所に赴き、「緊急安全対策」の実施状況を確認された。

その結果をもとに、5月6日に保安院は「各電力事業者に3月30日に指示した緊急安全対策は適切に実施されているものと判断する」と公表した。しかし、福井県としては、保安院の確認した内容が電源車や消防ポンプ・ホース等の短期的な対策の実施状況に限られていると考え、高経年化など様々な課題がある中で部分的に対応していくは、到底、県民・国民の理解が得られないと考えていた。

(国の原子力政策の混乱 一浜岡原発停止要請、原発の安全宣言、ストレステストの実施—)

5月6日、原子力安全・保安院が「緊急安全対策」の実施状況を公表した同じ日に、菅直人総理大臣は、突然浜岡原発の運転停止について中部電力に要請した。しかし中部電力への停止要請には法的な根拠はなく、浜岡原発だけに停止要請を行って、他の原発は停止要請しないことの合理的な説明もなかった。このため福井県は、「原子力発電関係団体協議会（会長：青森県知事）」を構成する他の立地道県とともに、国が立地自治体に対し整合性のある説明をすべきと求めた。

一方、5月9日に海江田経済産業大臣は、「緊急安全対策の確認結果を踏まえ、現在運転中の原子力発電所の運転継続および再起動について安全上支障がない。確認結果については国として責任を持つ」と述べられた。

さらに6月7日、政府の原子力災害対策本部は、福島第一原発の事故報告書を国際原子力機関（IAEA）に提出した。保安院はこの報告書にまとめられたシビアアクシデント対策について、同日、全国の電力事業者に実施を指示した。その具体的な内容は、緊急時における発電所内の通信手段の確保、高線量対応の防護服等の資機材の確保、放射線管理体制の整備、がれき撤去用重機の整備などの限られた対策であった。

そして6月18日には海江田経済産業大臣は、「各原子力発電所のシビアアクシデント対策は適切に実施されている。原子力の安全性については国が責任を持つ。安全の確認が行われた発電所については再起動していただけるよう立地地域、国民の理解をお願いしたい」として、全国の原発について「安全宣言」を行った。

本県としては、この「安全宣言」は事故が起きた際の措置・対応に留まっており、これまで本県が要請してきた事項に応えるような内容ではなく、国として立

地地域の不安に真摯に向き合う姿勢が見えないことから、原発の安全性の是非を判断するには不十分なものと考えていた。

県議会においても6月21日の全員協議会において、保安院の黒木慎一審議官から国の安全対策の確認状況について説明が行われたが、各議員からは、国「安全宣言」には根拠がなく、このままでは県民の理解は得られないとの意見が続出した。

しかし、国はこの「安全宣言」を受け、6月29日海江田経済産業大臣が佐賀県と玄海町に対し、玄海原発2・3号機の再稼働について地元理解を求め、玄海町長は7月4日に九州電力に再稼働の同意を伝えた。

ところが、7月6日に菅総理大臣は、「原子力発電所の安全性についての国民・住民の安心・信頼の確保のため、欧州諸国で導入されたストレステストを参考に、新たな手続き、ルールに基づく安全評価を実施する。具体的には、定期検査で停止中の原子力発電所の運転再開の可否について判断する1次評価および運転中の原子力発電所の運転継続または中止を判断するための2次評価を実施する」と発表した。

こうした国の対応に対し玄海町長は、翌7日に再稼働同意を撤回した。

こうした国の一連の無責任で場当たり的な対応により、これまでエネルギー政策に積極的に協力・貢献してきた全国の立地地域は、国に対する不信を一層募らせた。いわゆるストレステストは机上の調査によりプラントの耐性を評価する手法であるが、その実施方法・内容について国は明確な方針を示さず、福島の知見をどのように活かすのかも不明であった。このため、本県としては、ストレステストの結果だけで再稼働の判断材料とするのは不十分と表明していたところであります、立地地域の安心は得られないと考えていた。

(国の「エネルギー・環境会議」、脱原発宣言など)

平成23年6月7日、国は新たなエネルギー政策を策定するため、「エネルギー・環境会議」を設置し、7月29日には中間整理を取りまとめた。

同日、菅総理大臣は、今後の原発・エネルギー政策の基本方針として「原発に依存しない社会を目指し、計画的段階的に原発への依存度を下げていく。このことを政府としても進めていく」と表明をされた。

こうした一連の対応は、国のエネルギー政策に積極的に協力・貢献してきた立地地域に対し、国への不信と原発の安全性に対する住民不安など深刻な影響を与えることになった。

II 福島原発事故の検証

(4つの「意見聴取会」)

福井県は、一向に進まない「暫定的な安全基準」の策定や原子力の位置付けについて、これらを明確にするよう国への要請を繰り返した。平成23年9月15日には、枝野幸男経済産業大臣に対し、暫定的な新たな安全基準の設定、ストレステスト結果の取扱いの明確化などを要請した。また10月19日には細野豪志原発事故担当大臣に対しても、今後のエネルギー政策において果たすべき原子力発電の位置付けを明確にするよう強く求めた。

本県の要請に対し、ようやく国は、平成23年9月末以降、原子炉工学や地震工学などの専門家で構成する4つの「意見聴取会」（建築物・構造に関する意見聴取会、地震・津波に関する意見聴取会、技術的知見に関する意見聴取会、高経年化技術評価に関する意見聴取会の4部門）を順次設置した。

この間、全国で稼働していた原子力発電所は、定期検査のため順次運転を停止していった。

(各「事故調査委員会」による事故検証)

福島事故の原因調査については、平成23年5月、政府の事故調査委員会が設置された。事故対処の経過などを関係者に聴取し、12月26日に事故原因や政府機関等の対応の問題点などについて中間報告を行った。また、東京電力自らも12月2日、事故調査の中間報告を行い、民間の事故調査委員会（「福島第一原子力発電所事故調査検討会」、「福島原発事故独立検証委員会」等）も調査報告を行った。さらに12月に至って、国会においても国会の事故調査委員会が設置されるなど事故の検証が進められた。

III 大飯原発の再稼働

(ストレステスト評価と「30の対策」)

電力事業者は、国のストレステストに関する指示に基づき、順次ストレステストの1次評価を行った。関西電力は、平成23年10月28日に全国で最初に大飯3号機の評価報告書を原子力安全・保安院に提出した。（四国電力の伊方3号機が11月14日に、次いで大飯4号機が11月17日全国3番目の報告書を提出）

原子力安全・保安院はこれに対し、平成24年2月13日に大飯3号機および4号機のストレステストの結果について「妥当」と評価し、国の原子力安全委員会へ報告した。原子力安全委員会は、3月23日に保安院の審査内容を了承した。

9月末から順次設置された「意見聴取会」の約半年間の議論の結果、保安院は平成24年3月28日に「今後の規制に反映すべきと考えられる事項」として「30の対策」を取りまとめた。これらの対策とストレステストとの関係は必ずしも明確でなかった。

こうした中、平成24年2月20日に高浜3号機が定期検査入りしたことにより、県内すべての原発が停止した。また、これにより国内で運転している原発は、東京電力柏崎刈羽6号機、北海道電力泊3号機のみとなつた。

(大飯3・4号機の原発再稼働の地元同意要請)

国は、平成24年4月3日に「原子力発電所に関する四大臣会合」を設置し、4月6日には先の「30の対策」などをもとに「再起動にあたっての安全性に関する判断基準」を示した。

具体的には、①緊急安全対策およびシビアアクシデント対策の措置が講じられていること②ストレステスト1次評価が得られていること③「30の対策」の実施計画が明らかにされていること、が3つの判断基準であった。これらの基準については、福井県としては、これまで繰り返し国に求めてきた福島事故を教訓にした「暫定的な安全基準」について、今回国が具体的に示したものと受け止めた。

この時点でストレステストの評価結果について原子力安全委員会が了承していた原発は、上記のとおり全国の中で大飯3・4号機のみであった。

「四大臣会合」では、4月13日の第6回会合において、「大飯3・4号機の安全性を最終的に確認した。関西電力管内における需給見通しやコスト増の影響を検証した結果、再起動の必要性がある」とし、立地自治体の理解が得られた際に最終的な再稼働の是非について判断するとした。

そして4月14日に枝野経済産業大臣は県庁を訪れ、知事および県議会議長、おおい町長および町議会議長に対し、大飯3・4号機の再稼働に対する立地自治体の理解を要請された。

しかしこうした状況に至るまでに、関西の自治体の長らが原子力発電所の意義や再稼働について否定的な発言を繰り返している中において、再稼働について県民の理解を得るために、まず、原子力発電の意義と再稼働の必要性について、国が政府の統一見解を広く国民に説明し、理解を得ることが必要不可欠であると考えた。

また、これまで40年にわたり立地地域が果たしてきた努力や貢献が電力消費地に十分理解されておらず、国が責任を持って電力消費地の理解を得ることも重要であった。

県議会においても、平成24年2月県議会において、今後の国のエネルギー政策における原子力発電の位置付けを明確にするよう求める意見を可決していた。

こうしたことから、来県された枝野経済産業大臣に対し、知事は、「福井県の原子力安全の軌跡」を示し、福井県がこれまで40年にわたり原発の安全を国や事業者任せにせず、県独自の組織体制と専門職員により県民の安全と安心を実現してきた歴史を説明した。そして地元同意要請に対する具体的回答は示さず、逆に、原子力発電について政府がぶれることのない明確な姿勢とメッセージを国民に示すことが先決であると強く要請した。

(地元おおい町の判断)

枝野経済産業大臣から地元自治体としての同意要請を受けたおおい町は、4月26日、町民を対象とした地元説明会を開いた。説明会には柳澤光美経済産業副大臣が出席し、大飯3・4号機の安全性と再起動の必要性について、出席した約550人の住民に対し説明を行った。また、同日、おおい町議会は副大臣と会談し、安全性に妥協のない対策の確立と稼働停止で影響を受ける地域経済、自治体財政の救済措置を国に求めた。

5月7日には時岡町長が町議会に意見集約を要請した。おおい町議会は4回にわたり全員協議会を開催し、議会としての意見のとりまとめについて論議を行った。関西圏が再稼働に反発したり、立地が悪者扱いされるような風潮や政府の原発の意義の説明不足への不満の声もある中、おおい町議会は最終的には5月14日に、大飯3・4号機の再稼働に同意することを賛成多数で決め、時岡町長に報告した。町議会はこのことについて、「苦渋の選択である」と強調した。

(特別な監視体制の設置要請)

原子力発電所の再稼働に当たっては、国が、福島事故の教訓を活かして現場における監視や事故制圧強化のため、厳格な安全規制体制を確立する必要があった。しかし、国が平成24年1月の閣議決定により同年4月の設置を目指していた「原子力規制庁」は関係法案の国会審議の遅れにより、未だ設置されていなかった。

このため、5月15日に知事は牧野聖修経済産業副大臣に対して、再稼働から新たな規制体制ができるまでの間、大飯原発の安全確保と万が一の際の緊急対応に万全を期すため、責任ある立場の者と相応の人員が常駐する体制を現地に作るよう求めた。

これに対し、6月4日に細野原発事故担当大臣と齋藤勁内閣官房副長官とともに再来県された牧野経済産業副大臣は、「国が常時監視する緊急対応体制を編成する」と回答し、「福井県にも参加してほしい」との提案をされた。

(消費地の関西の動向と再稼働の必要性)

5月5日には北海道電力泊3号機が定期検査に入り、国内のすべての原発が停止することとなつたが、5月19日の関西広域連合の会合では「夏場限りの限定的な稼働」というご都合主義的な見解が示される状況であった。

エネルギー政策は、国民生活の安定と国家の安全保障に関わる最重要事項である。再稼働は決して夏の瞬間的な供給不足の解消の問題ではなく、電力料金の値上げ、これに伴う企業活動の縮小、海外移転の加速、国内雇用の減少などを防ぐために必要不可欠であった。

電気が国民の安定的な生活に必要ないのであれば、無理をして原発を稼働させる必要はない。電力消費地が不要と言い、国も十分な必要性を感じていないのであれば、立地している福井県として動かす理由はなかった。そもそも消費地（関西）が再稼働を「容認」するかどうかの判断を行うことは、歴史的にも経験的にも無理であり、その立場でもなかった。

電力消費地の理解を深めるためには、政府がエネルギーの基本方針を明確に説明し、消費地の客観的かつ冷静な判断を促す必要があった。

6月4日に牧野経済産業副大臣とともに細野原発事故担当大臣、齋藤内閣官房副長官が、関西圏から大飯原発再稼働の理解が得られたとして来県された際、知事は大飯原発の再稼働に対する国の考え方改めて求めた。これに対し齋藤内閣官房副長官は、「夏の需給のために行うものではなく夏季限定の再稼働などあり得ない」という政府の考えを示された。そして、こうした考えは既に、総理大臣がテレビ番組など様々な機会に述べているとの見解であった。

国は、福井県の同意を得てから総理大臣が国民に対し再稼働の必要性を正式に示せばよいと考えているようであった。しかし、地元住民の理解のためには、国民が、立地地域住民のこれまでの苦労と電力供給への貢献に思いを至らせ、日本の経済社会のために原発が重要であり、再稼働の必要性について理解することが欠かせなかつた。

本県としては、地元同意の前に、まず総理大臣自らが国民に向かって直接訴えられ、様々な疑問に応えることが必要不可欠であり、立地自治体として決して譲ることのできない一線であった。

(総理記者会見と再稼働同意)

福井県の要請を受け、平成24年6月8日に野田佳彦総理大臣が記者会見を行った。

総理大臣は、「これまで全体の約3割の電力供給を担ってきた原子力発電を今、止めてしまっては、日本の社会は立ちいかない。国の重要課題であるエネルギー安全保障という視点からも原発は重要な電源である。夏場限定の再稼働では国民の生活は守れない。国民の生活を守るために、大飯発電所3・4号機を再起動すべきであると判断する」と表明された。

福井県は、野田総理大臣の記者会見内容を重く受け止め、県としての判断をするための手続きをとるに至った。

6月10日に、県原子力安全専門委員会は報告書をとりまとめ、11日には中川委員長が、「大飯3・4号機の原子炉の安全を確保するために必要な対策は確保できている」との審議結果を知事に報告した。12日には知事自らが、中川委員長とともに大飯原発の現地確認を行い、事業者の安全対策の確認を行った。

14日には県議会全員協議会で各会派の議論が示され、再稼働判断については知事に一任するとの意見を集約した。同日、おおい町長から「町として大飯3・4号機の再稼動を容認する」との報告を受けた。

15日には、知事は、関電社長に対して、再稼働の判断基準の一つである「30の対策」の実施計画において未だ実現されていない免震事務棟、フィルタ付きベント、防潮堤・防波堤などを県民の安全・安心のためにできるだけ早く整備するよう強く要請し、安全・安定運転の実績を着実に積み重ねていくという事業者としての決意を改めて確認した。

6月16日知事は首相官邸において野田総理大臣に対し、県議会やおおい町などの意見や県原子力安全専門委員会の指摘などを踏まえ、国の安全確保への一層の努力など8項目について国が着実に実行をされるよう求めた。これらについて、国の積極的姿勢が示されたことから、福島事故から1年余りの間に国や電力事業者の行った安全対策、県原子力安全専門委員会での検証・確認、県民の代表である県議会での議論、地元おおい町の意見を総合的に勘案し、日本社会と日本経済の現状において原子力発電は引き続き重要な電源であり、主な電力消費地である関西の生活と産業の安定に資するため、知事は大飯3・4号機の再稼働に同意することを正式に総理大臣に伝えた。同日、国は、直ちに「原子力発電所に関する四大臣会合」を開き、大飯3・4号機の再稼働を決定した。

IV 「特別な監視体制」の設置

国は、大飯3・4号機の再稼働を決定した6月16日に、大飯オフサイトセンターに「特別な監視体制」を設置した。当初、国は、審議官クラスをトップとする体制を考えていたが、福島事故の教訓の一つは、緊急時の政府機関の対応に問題があったことであり、「特別な監視体制」には、発電の現場において政治のリーダーシップが不可欠であった。

福井県の要請を受けて、牧野経済産業副大臣を責任者に、原子力安全・保安院、関西電力、プラントメーカーである三菱重工、三菱電機の職員が参加した常時監視・緊急対応体制が編成された。その際、立地地域の地方自治体としては異例ではあるが、本県の原子力の技術専門職員も参加した。

「特別な監視体制」では、関西電力、国、県を結ぶテレビ会議システムを利用して、毎日午前と午後の2回、大飯3・4号機のプラント状況を確認し、関係者で情報を共有し、30件あまりの警報に対する徹底した原因究明を行い、迅速な情報公開にも留意した。

現地に派遣された県の専門職員数は、6月16日から9月19日に原子力規制委員会が発足し、監視体制が引き継がれるまでの95日間に、延べ139名に達し、ローテーションを組み、24時間体制で大飯発電所または大飯オフサイトセンターに常駐した。

また、特に重要な作業の節目である原子炉の起動時、臨界時、送電開始時および定格熱出力一定運転到達時には、牧野経済産業副大臣が来県され、満田副知事、時岡おおい町長とともに、中央制御室においてプラント状況の確認に立ち会った。

9月19日の原子力規制委員会の発足に伴い、県の専門職員は「特別な監視体制」への参加からはずれることとしたが、大飯オフサイトセンターではその後も定期的なテレビ会議で情報共有を図るなど、その経験とノウハウは現在の規制委員会の監視体制に承継されている。

福島事故で失われた原子力発電に対する信頼を得るために、事故後の最初に動く大飯原発の安全運転が極めて重要であった。国および電力事業者だけでなく、プラントに詳しく、ハード・ソフト両面で緊急時に対応できるプラントメーカーの技術者が一緒に参加して、メンバーが全力を挙げて、安全確保と万が一の事故発生時の初動制圧に万全を期したことが、結果として、地元住民の「安全・安心」の確保に大きくつながった。

V 原子力規制委員会の設置と破碎帯調査

(新規制基準の策定、原発再稼働の安全審査)

平成24年9月19日に原子力規制委員会が設置された後、規制委員会は新たな規制基準作りに着手した。平成25年4月10日には新規制基準案を決定し、7月8日に施行された。

この基準そのものは、福井県が福島事故直後から、「暫定的な安全基準」として国、事業者に要請してきた緊急安全対策や免震事務棟、フィルター付きベント、防潮堤等の福島事故の技術的知見に関する「30の対策」が基になったものである。実際に、大飯3・4号機の再稼働に当たっては、既に多くの対策が整備済みであった。

新基準施行前の4月19日に、原子力規制委員会は運転中であった大飯3・4号機の新規制基準への適合性確認を開始した。7月3日には大飯3・4号機は新規制基準に照らし「直ちに安全上重大な問題が生じるものではない」と判断され定期検査までの運転継続が了承された。

一方、規制委員会においては、新規制基準に基づく再稼働の安全審査の進め方、体制、期間などを明確に示していなかった。福井県としては、県民・国民の不安を

なくすためにも、規制委員会は、透明性・公平性を確保し、遅滞なく審査を進め、立地自治体への説明責任を果たすよう求めているが、現在の規制委員会の体制および仕事の進め方はこうした要請に十分応えていない状況にある。

(破碎帯調査)

大飯原発敷地内の破碎帯については、原子力安全・保安院は規制委員会発足直前の平成24年7月18日に関西電力に対し敷地内の破碎帯について念のための調査を指示し、原子力規制委員会がこれを引き継いだ。10月23日には、変動地形学等の関係者5人からなる「有識者会合」を設けて議論を開始したが、11月2日および12月28日・29日の2回の現地調査の結果でも有識者の間で意見が分かれたことから、規制委員会は平成25年3月7日に関西電力に対し追加調査計画の提出を指示した。

これを受け関西電力は、3月28日に敷地南側のトレーニング調査等の実施計画を規制委員会に提出し、追加調査を行った。そして7月25日に「規制委員会が指摘しているF-6破碎帯は活断層ではない」とする最終報告書を規制委員会に提出した。有識者会合は、7月27日・28日に現地調査を実施し、9月2日の第6回目の評価会合において、ようやく「活断層ではない」との見解で一致した。

活断層の評価については、現在の変動地形学に偏った少数の関係者では適切な判断は困難であり、過去に安全審査に関わった専門家、構造地質学等の分野における活断層の活動履歴・活動性等を判断できる専門家など、幅広い分野の知見を結集した新たな政府機関を設置することが必要不可欠である。福井県としては、このことを全国の立地自治体とともに国に強く求めているところである。

VI 国の原子力政策の課題と本県の対応

現在、経済産業省総合資源エネルギー調査会基本政策分科会において、エネルギー基本計画の議論が行われている。この中で、委員として参加している知事は、長期的なエネルギーバランスを検討して、原子力発電の意義と重要性を確認し国のエネルギー政策に明確に位置付けるよう繰り返し提言している。

一方、原子力規制委員会は平成25年7月8日に新規制基準を施行し、現在、関西電力など電力4社が計12基について安全審査を申請している。しかし、規制委員会の審査は、時間の観念に乏しく、非効率な状況である。日本原電敦賀2号機の破碎帯の問題についても、少数の限られた分野の専門家の意見のみで活断層との判断を下した結果、事業者が異議を申し立てる異常な事態となっている。

規制委員会が自ら定めた組織理念には、「国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める」とある。規制委員会はこの組織理念に則り、様々な原子力課題について、国民の理解と納得が得られるような公平・公正な科学的結論を導き、説明

責任をしっかりと果たす必要がある。

委員会設置から1年が経過しようとしている今日、政府は、規制委員会が所期の責任を果たしているかを検証し、活断層の評価等を専管する新たな機関の設置、委員会の規制活動が孤立・独善に陥らないよう運営状況をチェックする監視・評価機関の設置などの制度改正を早急に行う必要がある。

長年にわたり国のエネルギー政策に全面的に協力し、原子力と向き合ってきた地元としては、原子力の様々な課題について國の方針がいつまでも定まらないことに不安を抱いている。住民の安全と地域の将来のため、国は原子力に対する今後の方針を早期に明確にすべきである。

福井県としては、今後とも、県民の安全・安心を第一に、県民の立場に立って事業者や国を厳しく監視し、原子力の安全性向上に積極的に貢献していく決意である。

※ 文中の役職はすべて当時のものである。

(参考資料)

大飯原子力発電所の再稼働と今日までの経緯

(東京電力福島第一原発事故の発生)

平成23年

3月11日 14時46分 東北地方太平洋沖地震が発生

15時00分 知事、副知事、各部局長による「東北地方太平洋沖地震に関する対策会議」を開き情報収集。福井県内で営業運転中の9基の原発に異常がないことを確認
(対策会議は14日には知事を本部長とする「東北地方太平洋沖地震対策・支援本部会議」に移行)

19時03分 国は、福島第一原発に対し原子力緊急事態宣言を発令
(その後、原発から半径3km圏内に避難指示を発令)

3月12日 15時36分 福島第一原発1号機で水素爆発が発生
(14日に3号機で、15日に4号機で水素爆発が発生)

(福島事故直後の福井県の対応 一電力事業者・国への緊急要請、安全対策検証委員会の設置、暫定的な安全基準の設定要請—)

3月12日 知事が関西電力社長、日本原電社長、原子力機構理事長に対し、プラントの安全確保体制の強化、安全管理に万全を期すよう電話要請

3月13日 知事が関西電力、日本原電、原子力機構の原子力事業本部長に対し、冷却系システムの検証など安全確保について直接要請

3月14日 「東北地方太平洋沖地震に関する対策会議」を「東北地方太平洋沖地震対策・支援本部会議」に移行(8月8日までに計35回開催)

同日 県原子力安全専門委員会が事故の電源喪失原因とされる海水冷却系ポンプの状況等について日本原電敦賀発電所、関西電力美浜発電所を現地調査

3月16日 県の「東北地方太平洋沖地震対策・支援本部会議」において、県原子力安全専門委員会の中川委員長が、現地調査の結果および課題を報告

3月17日 「東北地方太平洋沖地震対策・支援本部会議」の中に「原子力災害特別会議」を設置し体制を強化

委員長の報告をもとに、知事が中山義活経済産業大臣政務官に対し、原因究明、安全確保対策、耐震安全性向上について緊急要請

- 3月20日 知事が関西電力社長に対し積極的な安全対策投資などを要請
- 3月23日 副知事が文部科学省事務次官にもんじゅの安全確保等について要請
- 3月25日 県原子力安全専門委員会を開催し、専門委員会委員から東北地方太平洋沖地震と日本海側における地震・津波の知見を説明し、県内発電所の対応状況を確認
- 3月30日 国が、県の要請を受け、全国の電力事業者に対し、福島事故を踏まえた「緊急安全対策」の実施を指示
- 4月 1日 県と県原子力安全専門委員会合同による「安全対策検証委員会」を設置
「第1回安全対策検証委員会」を開催し、事業者に対する安全性向上対策実行計画策定の要請について審議
- 4月 2日 副知事が関西電力、日本原電、原子力機構に対し、県内原子力発電所の「安全性向上対策実行計画」の策定を要請
- 4月 8日 関西電力、日本原電、原子力機構が知事に対し「安全性向上対策実行計画書」を提出
- 同日 「第2回安全対策検証委員会」を開催し、事業者から提出された「安全性向上対策実行計画書」に基づく緊急対策等を審議
- 4月11日 安全対策検証委員会が大飯発電所の電源応急復旧訓練等を視察
- 4月19日 知事が海江田万里経済産業大臣に対し、暫定的な安全基準の設定と事業者の対応の厳格な確認、その結果の県民への説明などを要請
- 4月25日 「第3回安全対策検証委員会」を開催し、事業者の取組状況を審議
- 5月 4日 知事が関西電力美浜発電所の訓練を視察した海江田経済産業大臣に対し、早急に暫定的な安全基準を示すよう再度要請

(国の原子力政策の混乱、脱原発宣言)

- 5月 6日 国が緊急安全対策の実施状況の確認結果を公表
- 同日 菅直人総理大臣が浜岡原子力発電所の運転停止を中部電力に要請
- 5月 9日 海江田経済産業大臣が緊急安全対策の確認結果を踏まえ、現在運転中の原発の運転継続および再起動について安全上支障ないと表明
- 5月16日 知事が原子力発電関係団体協議会において、浜岡原発停止要請に対し、国が立地自治体に対して十分かつ整合性のある説明をすべきと求めた。

- 6月 7日 政府原子力災害対策本部が IAEA閣僚会議に対して福島第一原発事故に関する日本国政府の報告書を提出
- 同日 国が新たなエネルギー政策を策定するため、「エネルギー・環境会議」を設置
- 6月 18日 国がシビアアクシデント対策の実施状況の確認結果を公表
海江田経済産業大臣が全国の原子力発電所について安全を宣言
- 6月 21日 原子力安全・保安院の黒木慎一審議官が福井県に、福島原発事故を踏まえた安全対策の確認状況について説明
- 同日 原子力安全・保安院の黒木慎一審議官が福井県議会に、福島原発事故を踏まえた安全対策の確認状況について説明
- 6月 29日 海江田経済産業大臣が佐賀県と玄海町に対し九州電力玄海2・3号機の再稼働について地元理解を要請
- 7月 4日 玄海町長が九州電力に対し玄海2・3号機の再稼働を同意
- 7月 6日 菅総理大臣がストレステストの実施を表明
- 7月 7日 玄海町長が玄海2・3号機の再稼働同意を撤回
- 7月 11日 枝野幸男内閣官房長官、海江田経済産業大臣、細野豪志内閣府特命担当大臣の連名でストレステストの実施を決定
- 7月 13日 菅総理大臣が「原発に依存しない社会をめざすべきと考えるに至った」と表明
- 7月 29日 国が「革新的エネルギー・環境戦略」の中間整理を取りまとめ
菅総理大臣が「原発に依存しない社会を目指し、計画的段階的に原発への依存度を下げていく。このことを政府としても進めていく」と表明

(福島原発事故の検証)

- 8月 15日 政府は「原子力安全庁（仮称）」を環境省の外局として平成24年4月の設置を目指すことを閣議決定
- 9月 11日 政府原子力災害対策本部が IAEAに対する事故報告第2報を公表
- 9月 15日 知事が枝野幸男経済産業大臣に対し、暫定的な安全基準の設定、ストレステスト結果の取扱いの明確化などを要請
- 同日 知事が中川正春文部科学大臣に対し、「もんじゅ」の安全確保や日本海側

- の地震・津波の調査研究の推進などを要請
- 9月29日 国が福島事故を検証するため「建築物・構造に関する意見聴取会」を設置。これ以降、原子炉工学や地震工学などの専門家で構成する4つの「意見聴取会」を順次設置
- 10月14日 「第4回安全対策検証委員会」を開催し、事業者の取組状況を審議
- 10月17日 副知事が関西電力、日本原電、原子力機構に対し、通信機能の強化などソフト面等の安全対策の実施を要請
- 10月19日 知事が細野豪志原発事故担当大臣に対し、暫定的な安全基準を設定、原子力発電の位置付けの明確化などを要請
- 10月28日 関西電力が大飯3号機のストレステストの1次評価報告書を原子力安全・保安院に提出
- 11月17日 関西電力が大飯4号機のストレステストの1次評価報告書を原子力安全・保安院に提出
- 11月28日 関西電力、日本原電、原子力機構が副知事に対し「ソフト面等の安全対策実行計画」を提出
- 同日 「第5回安全対策検証委員会」において事業者から提出された「ソフト面等の安全対策実行計画」について審議
- 12月8日 国会の事故調査委員会が調査活動を開始
- 12月26日 政府の事故調査委員会が中間報告を公表
- 平成24年
- 1月6日 政府はバックフィット制度の導入や原発の運転期間を制限するなどの原子炉等規制法の見直し案を発表
- 1月11日 知事が中塚一宏内閣府副大臣に対し、バックフィット制度の導入など新たな安全規制の全体像の明確化を求めるとともに暫定的な安全基準を設定しプラントの安全性の厳格な確認などを要請
- 1月31日 政府は原子力規制庁の設置や原発の40年運転制限の導入など原子炉等規制法を一部改正する「原子力組織制度改革法案」を閣議決定
- 2月13日 原子力安全・保安院が大飯3・4号機のストレステストの1次評価の審査結果を取りまとめ原子力安全委員会に報告
- 2月20日 県内のすべての原発が停止（高浜3号機が定期検査入り）

- 2月23日 知事が牧野聖修経済産業副大臣に対し、原子力発電の意義と原発再稼働の必要性に対する国の方針の明確化、暫定的な安全基準に基づくプラントの安全性の厳格な確認などを要請
- 同日 知事が神本美恵子文部科学大臣政務官に対し、日本海側の地震・津波の調査研究の推進やSPEEDIの充実強化などを要請
- 3月16日 福井県議会が原子力発電所の立地地域に対する経済・雇用対策を求める意見書を可決
- 3月23日 原子力安全委員会が大飯3・4号機のストレステストの1次評価の審査内容を了承
- 3月28日 国が「今後の規制に反映すべきと考えられる事項」として「30の対策」をとりまとめ

(大飯原発再稼働の地元同意要請、地元おおい町の判断、消費地関西の動向)

- 4月3日 原子力発電所に関する四大臣会合(第1回)で野田総理大臣が「安全性についての判断基準」の策定を指示
- 4月5日 国が原子力発電所に関する四大臣会合(第2回)で「原子力発電所の再起動にあたっての安全性に関する判断基準(骨子)」を決定
- 4月6日 国が原子力発電所に関する四大臣会合(第3回)で「原子力発電所の再起動にあたっての安全性に関する判断基準」を決定
- 4月9日 国が原子力発電所に関する四大臣会合(第4回)で大飯原発3・4号機について「判断基準をおおむね満たしている」と判断
- 4月12日 国が原子力発電所に関する四大臣会合(第5回)で大飯原発3・4号機について安全性と必要性について検討
- 4月13日 国が原子力発電所に関する四大臣会合(第6回)で、大飯3・4号機の安全性を確認。関西電力管内における需給見通しやコスト増の影響を検証した結果、再起動の必要性があると判断
- 4月14日 枝野経済産業大臣が福井県、おおい町に対し「安全性に関する判断基準」の内容を説明し、大飯3・4号機の再稼働に対する地元同意を要請
- 4月17日 京都府知事、滋賀県知事が、大飯原発再稼働に関し、「国民的理解のための原発政策への提言」を公表
- 4月23日 牧野経済産業副大臣が滋賀県庁、京都府庁を訪れ、滋賀県知事、京都府知事に「安全性に関する判断基準」等を説明

- 4月24日 大阪府知事、大阪市長が「原子力発電の安全性に関する提案」を政府に提出
- 4月26日 柳澤光美経済産業副大臣がおおい町の住民説明会で大飯3・4号機の安全性、再稼働の必要性を説明
- 5月 1日 資源エネルギー庁、原子力安全・保安院が、滋賀県庁、京都府庁を訪れ、「安全性に関する判断基準」等を再説明
- 5月 5日 国内のすべての原発が停止（北海道電力泊3号機が定期検査入り）
- 5月 7日 おおい町議会全員協議会において、おおい町長が議会に意見集約を要請
- 5月 9日 資源エネルギー庁、原子力安全・保安院が、県議会全員協議会で「安全性に関する判断基準」等を説明
- 5月10日 知事が松下忠洋内閣府副大臣に対し、現場における厳格な安全規制体制の確立などを要請
- 5月14日 おおい町議会が全員協議会において再稼働同意を決定
- 5月15日 知事が牧野経済産業副大臣に対し、総理大臣が先頭に立って取り組む姿勢と体制を示すこと、「特別な監視体制」の設置などを要請
- 5月19日 細野原発事故担当大臣、齋藤勁内閣官房副長官が関西広域連合委員会で「安全性に関する判断基準」について説明
- 5月30日 細野原発事故担当大臣、齋藤内閣官房副長官が関西広域連合委員会で、「安全性に関する判断基準」について再説明
関西広域連合が「政府の安全判断は暫定的であり、大飯原発再稼働は限定的なものとして適切に判断すべき」との声明を発表
国が原子力発電所に関する四大臣会合を開催（第7回）
- 6月 4日 知事が細野原発事故担当大臣、齋藤内閣官房副長官、牧野経済産業副大臣に対し、原子力発電に対する政府の確固たる統一見解を示すこと、「特別な監視体制」の設置などを要請
国は、「特別な監視体制」の設置を表明

(総理記者会見、再稼働同意、四大臣会合による再稼働の決定)

- 6月 8日 野田佳彦総理大臣が記者会見で、「大飯原発の安全性を確認、原発は重要な電源であり、大飯原発3・4号機は再起動すべき」と表明
- 6月10日 県原子力安全専門委員会開催。大飯3・4号機の安全性についての独自の検証結果報告書を審議

- 6月11日 中川県原子力安全専門委員会委員長が知事に、独自の検証結果に基づき「大飯3・4号機の原子炉の安全を確保するために必要な対策は確保できている」との審議結果を報告
- 6月12日 知事と中川県原子力安全専門委員会委員長が大飯発電所を視察し、安全対策の実施状況を確認
- 6月14日 福井県議会が全員協議会を開催
おおい町長から知事へ再稼働の了承の報告
- 6月15日 知事が関西電力社長に安全確保の決意を確認
- 6月16日 知事が野田総理大臣に対し、再稼働の同意を伝達
国が原子力発電所に関する四大臣会合（第8回）で大飯3・4号機の再稼働を決定

（「特別な監視体制」の設置）

- 6月16日 国が大飯3・4号機の再稼働を決定すると同時に、大飯オフサイトセンターに「特別な監視体制」を設置
- 6月20日 原子力規制委員会設置法が成立
- 6月29日 エネルギー・環境会議が「エネルギー・環境に関する選択肢」を決定
- 7月 1日 大飯3号機 起動
- 7月 2日 大飯3号機 臨界
- 7月 5日 国会の事故調査委員会が報告書を公表
- 同日 大飯3号機 送電開始
- 7月 9日 大飯3号機 定格熱出力一定運転到達
- 7月18日 大飯4号機 起動
- 同日 原子力安全・保安院がF-6破碎帯について、念のため現地での直接確認が必要と判断し、敷地内破碎帯の追加調査計画の策定を指示
- 7月19日 大飯4号機 臨界
- 7月21日 大飯4号機 送電開始
- 7月23日 政府の事故調査委員会が最終報告書を公表

- 7月25日 大飯4号機 定格熱出力一定運転到達
- 同日 知事が牧野経済産業副大臣に対し特別な監視体制の成果の原子力規制庁への引継等を要請
- 8月 3日 大飯3号機 営業運転再開
- 8月16日 大飯4号機 営業運転再開
- 9月13日 知事が牧野経済産業副大臣、神本文部科学大臣政務官に対しエネルギー政策の見直し等について要請
- 9月14日 エネルギー・環境会議が「革新的エネルギー・環境戦略」を決定
- 9月18日 知事が平野博文文部科学大臣に対しエネルギー政策の見直し等について要請

(原子力規制委員会の設置、新規制基準の策定、破碎帯調査)

- 9月19日 原子力規制委員会の設置
「特別な監視体制」が規制委員会に引き継がれた
- 10月23日 原子力規制委員会が「大飯発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合」の事前会合を開催
- 10月31日 関西電力が大飯原発敷地内F-6破碎帯の追加調査の中間報告を取りまとめ、原子力規制委員会に報告
- 11月 2日 原子力規制委員会が「大飯発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合」による現地調査を実施
- 11月 4日、7日 原子力規制委員会が「大飯発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合」の評価会合（第1回・第2回）を開催。関西電力に追加調査を指示
- 12月28日、29日 原子力規制委員会が「大飯発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合」による現地調査を実施
- 平成25年
1月16日 原子力規制委員会が「大飯発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合」の第3回評価会合を実施

- 2月14日 衆議院が原子力規制委員会の国会同意人事を承認
- 2月15日 参議院が原子力規制委員会の国会同意人事を承認
- 3月 7日 原子力規制委員会は関西電力に対し、大飯発電所敷地内破碎帯の追加調査計画の提出を指示
- 3月15日 経済産業省が「総合資源エネルギー調査会総合部会」（第1回会合）を開催。「エネルギー基本計画」の策定に向けた議論を開始
- 3月28日 関西電力は、大飯発電所敷地南側のトレンチ調査等の実施計画を原子力規制委員会に提出
- 4月10日 原子力規制委員会が原発の新規制基準案を決定
- 4月19日 原子力規制委員会が大飯3・4号機の新規制基準への適合性確認を開始
- 5月28日 経済産業省が総合資源エネルギー調査会電気事業分科会原子力部会「放射性廃棄物小委員会」（第1回会合）を開催。放射性廃棄物の最終処分について検討を開始
- 6月19日 原子力規制委員会が原発の新規制基準を決定
- 7月 3日 原子力規制委員会が大飯3・4号機は新規制基準に照らし「直ちに安全上重大な問題が生じるものではない」と判断し、定期検査までの運転継続を了承
- 7月 8日 原発の新規制基準が施行
関西電力が大飯3・4号機の安全審査を申請
原子力規制委員会が「大飯発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合」の第4回評価会合を実施
- 7月25日 関西電力が大飯原発敷地内F-6破碎帯の追加調査の最終報告を取りまとめ、原子力規制委員会に報告
- 7月27日、28日 原子力規制委員会が「大飯発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合」による現地調査を実施
- 8月19日 原子力規制委員会が「大飯発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合」の第5回評価会合を実施

(大飯原発の定期検査入り)

9月 2日 大飯3号機 定期検査入り（23時）

同日 原子力規制委員会が「大飯発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合」の第6回評価会合を開催。「将来活動する可能性のある断層等（活断層）には当たらない」との認識で一致

9月15日 大飯4号機 定期検査入り（23時頃）